

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

下北山村の上流には池原ダム、下流には七色ダムがある。また、村内には池郷川・西の川・北山川などの河川や谷が多くあり、台風や大雨によりダムの水位の上昇による大規模放流や、河川の増水。山地からの流出土砂の堆積によって水位が上昇し、氾濫の危険や土砂の下流への流動によつての浸水被害などが予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

下北山村ハザードマップによると、山に囲まれた場所に集落が点在して大雨等による土石流・地滑り・がけ崩れなど、土砂災害が想定される急傾斜・土石流警戒区域や急傾斜・土石流特別警戒区域が村内の広範囲に渡り点在している。また、土砂災害の発生が予想される区域に道路が面している区域が多く、道路が寸断され、交通網に大きな影響が出るものと予想される。

(地震：J- SHIS)

奈良県が平成 16 年度に公表した「第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が想定される。

奈良県内に 8 つの起震断層を設定して被害を想定。特に下北山村の被害が大きいとされている中央構造線断層帯による地震の特徴は以下の通りである。

・内陸型地震（中央構造線断層帯想定）

想定項目	被害予想			
最大震度	6 弱			
建物被害	全 壊	8 棟	半 壊	25 棟
人的被害	死 者	3 名	負傷者	4 名
火災被害	出火件数	0 件		
断水世帯	56 世帯			
電力被害	648 世帯			
避難人口	発生直後	175 名	1 週間後	184 名

(その他)

下北山村は、北西に我が国屈指の多雨地帯の大台ヶ原があるため、年間降水量が平均 2,500 mm を超え、多い年で 4,500 mm に及ぶこともある。そのような地域で、平成 23 年の台風 12 号（紀伊半島大水害）が多大な被害を及ぼした。

台風 12 号が北上し、9 月 2 日に四国に接近、3 日午前 10 時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して 4 日朝に日本海へ抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い 30 日夜から雨が降り始めたが、台風が遅かったため、9 月 4 日の午前 9 時頃まで長時間継続した。

総降水量は、上北山のアメダスで 1,812.5 mm、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では 2,436 mm が観測されている。また、72 時間降水量も上北山のアメダスで 1,652.5 mm と観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも 1,303 mm を記録するなど奈良県南部全域で経験したことがないような大雨となった。これに伴い「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが 4 カ所で発生した。

村内での人的被害はなかったものの、建物一部損壊 1 棟と道路の崩壊が 1 件あった。
過去の土砂災害として大きなものが、昭和 34 年伊勢湾台風被害で、奈良県では死者 84 名、行方不明者 30 名に上り、戦後の県史上最大級の台風惨禍であった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 66 事業所
- ・小規模事業者数 59 事業所

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他
商工業者数	10	3	3	11	9	12	18
小規模事業者数	9	3	3	11	8	11	14

(3) これまでの取組

1) 下北山村の取組

- ・下北山村国土強靱化地域計画の策定
- ・指定避難場所の選定・整備
- ・土砂災害ハザードマップ等、村のホームページに掲載
- ・防災行政放送システムの整備
- ・地域防災計画の策定

2) 下北山村商工会の取組

- ・事業所 BCP に関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合などの損保会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組について下北山村と下北山村商工会との明確な取り決めがなく、協体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地域内の小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、下北山村商工会と下北山村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、下北山村内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する
- ・巡回時や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入の確認、推奨する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・下北山村商工会と下北山村の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・下北山村商工会は、令和5年事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・奈良県商工会連合会が協定を結んでいる損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCPにおけるPDCAサイクルを回すことで、常に改善を行なう。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定し、下北山村との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助・自分の命を守る事が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
- ・各々の職員の安否確認、業務従事の可否、被害の概況等を下北山村商工会と下北山村で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、下北山村における感染症対策本部設置に基づき下北山村商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・下北山村商工会と下北山村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 週間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

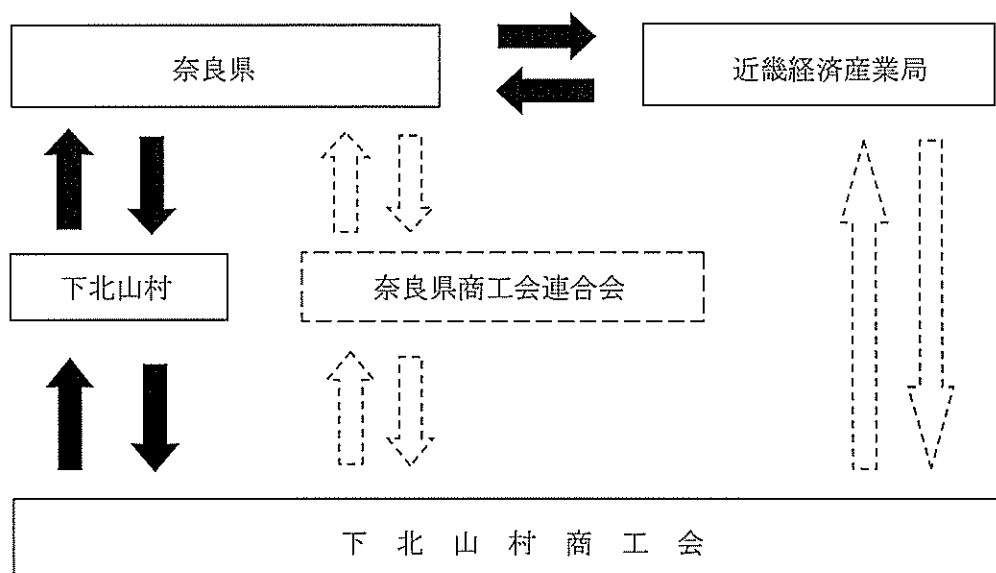
- ・本計画により、下北山村商工会と下北山村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・災害及び感染者等発生時は、下北山村で取りまとめる対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、下北山村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・下北山村商工会と下北山村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・下北山村商工会と下北山村が共有した情報を、奈良県の指定する方法について下北山村商工会又は下北山村より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、下北山村商工会と下北山村が共有した情報を奈良県の指定する方法にて下北山村商工会又は下北山村より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、下北山村と相談する（下北山村商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・下北山村内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、下北山村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

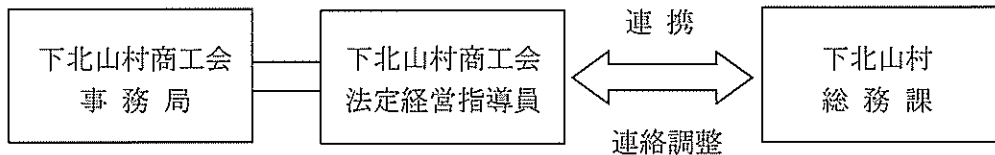
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 12 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 失尾 正憲 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言などを行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

下北山村商工会

〒639-3805

奈良県吉野郡下北山村上池原 1026

TEL : 07468-5-2022 FAX : 07468-5-2759

E-mail : s-shoko@m5.kcn.ne.jp

②関係市町村

下北山村役場 総務課

〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村寺垣内 983

TEL : 07468-6-0001 FAX : 07468-6-0377

E-mail : syoubou@vill.shimokitayama.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	100	100	180	180	180
・ 専門家派遣費	0	0	40	40	40
・ セミナー開催費	0	0	40	40	40
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、下北山村補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。